

# 厚生労働省告示第百九十六号 に対する準備委員会の考え方

2020年4月28日

食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会\*

ポリオレフィン等衛生協議会

塩ビ食品衛生協議会

塩化ビニリデン衛生協議会

軟包装衛生協議会

日本製缶協会

PETトレイ協議会

(一社) 日本プラスチック食品容器工業会

および (公社) 日本缶詰びん詰レトルト食品協会\*\*

\*2020年4月28日現在 主な賛同協会を示す。その他は準備委員会HP参照 (<https://fcmjunbi.home.blog/>)

\*\*本準備委員会の考え方に対して理解を示している協会等

関連の厚労省HPリンクは以下

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)

[https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/QA\\_No.17.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/QA_No.17.pdf)

<https://kanpou.npb.go.jp/20200428/20200428h00240/20200428h002400003f.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000570224.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000541921.pdf>

# 国PL告示および施行通知の考え方（法適合）

厚生労働省告示第百九十六号が2020年4月28日に公示されました。

これにより、法適合の説明を器具・容器包装製造者および販売者はその使用者にすることが可能となりましたが、準備委員会として「法適合」および「法適合の説明」とは、以下のように考えております。

## 1. 「法適合」について

告示第百九十六号にもありますように、告示において、施行後5年間（準備委員会では、以降、「経過措置期間」という）は、「施行日より前に所謂流通されている器具・容器包装と同様の器具・容器包装に使用されている原材料は別表第一（国PL）に記載されているとみなす（以降、準備委員会では「経過措置対象」という）」というものです。

したがい、法第五十条の三の「法適合」とは「国PL適合」あるいは「経過措置対象である」ことを意味します。

なお、「同様」とみなす判断は施行前に流通している器具・容器包装の使用の範囲内での原材料の使用となっていること、およびその経過措置の期間は施行後5年間であることに留意してください。 2

# 国PL告示および施行通知の考え方（説明）

## 2. 「法適合の説明」について

法第五十条の四に記載の器具・容器包装の法適合の「説明」については、

①情報を伝達する方法は特段定めないが、営業者における情報の記録又は保存等により、事後的に確認する手段を確保する必要があること\*

②営業者間の契約締結時における仕様書等、入荷時の品質保証書等、業界団体の確認証明書、その他法第18条第3項の規定の適合性等を傍証する書類等の活用も可能であると考えられること\*

と記載されており、

また、厚労省FAQ\*\*にもありますように、「営業者が取り扱う製品が施行日より前に製造等されていた器具・容器包装に使用されていた物質をその使用されていた範囲内で使用されたものであることが確認できることにより、ポジティブリスト制度への適合に関する情報伝達とみなす」とのことから、

この「経過措置」を法適合の説明として使用する場合は、器具・容器包装製造者は所有している情報等に基づいて、器具・容器包装使用者に施行前と同じあるいは同様の製品等であること（経過措置の対象であること）を情報伝達している、あるいは、することで説明したこととなると考えられます。

\*食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について（生食発1107 第1号令和元年11月7日）のハivおよびvi

\*\*[https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/QA\\_No.17.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/QA_No.17.pdf)

# 国PL告示および施行通知の考え方（まとめ）

2020年4月28日の告示第百九十六号およびFAQに基づいて、

1. 「法適合」とは、「国PL適合」あるいは「経過措置対象である」ことを意味し、
2. 「説明」とは、「国PL適合」あるいは、「経過措置対象である」旨の説明をもって、法適合を説明したことになることから、

特に、「経過措置」を活用する場合は、既に所有している情報（営業者間の各種文書等）や入手した情報等に基づいて、経過措置の範囲であることを製品を取り纏めて説明することなどが可能ですので、添付日本製缶協会の様式を参考にいただければと思います。

なお、本対応は現在のコロナの状況を鑑み、サプライチェーンを通じて、経過措置の活用等を最大限利用することで纏めております。

一方、経過措置対象である場合は、経過措置期間が施行後5年であることから、施行後に業界全体でシステムが構築され、国PL適合を確認できるようになり次第、国PL適合を連絡できるようにしたいと考えております。